

第 2 4 号 議 案

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例
足立区精神障がい者自立支援センター条例（平成 9 年足立区条例第 2
6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改め、同
条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（ 5 ） 障害者総合支援法第 5 条第 1 5 項に規定する就労定着支援に
関すること。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 5 条第 2 5 項」を「第 5 条第 2 7 項」に改
め、同項第 4 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、同
項第 5 号中「第 5 条第 2 0 項」を「第 5 条第 2 2 項」に改め、同項第 6
号中「第 5 条第 2 1 項」を「第 5 条第 2 3 項」に改め、同項に次の 1 号
を加える。

（ 7 ） 障害者総合支援法第 5 条第 1 5 項に規定する就労定着支援事
業に必要な施設

第 6 条第 1 号中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 7 号」に改め、同
条第 3 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、同条第 4
号中「第 5 条第 2 0 項」を「第 5 条第 2 2 項」に改め、同条第 5 号中「第
5 条第 2 1 項」を「第 5 条第 2 3 項」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 7 号」に改
める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。